

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		中小企業投資促進税制の拡充・延長【地方税】 (地方税 7) (法人住民税、事業税 : 義)
2	要望の内容		中小企業者等が特定機械装置等の取得をした場合には、基準取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除について、器具備品の試験機器等を対象設備に追加した上で、その適用期限を2年間延長する（租税特別措置法第10条の3、第42条の6において措置された場合、国税との自動連動を図る。）。
3	担当部局		情報流通行政局 情報流通振興課
4	評価実施時期		平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯		<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車：車両総重量8t以上→3.5t以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月までの適用期間延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月までの適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)</p> <p>平成20年度 2年間の延長(平成22年3月までの適用期間の延長)</p> <p>平成22年度 2年間の延長(平成24年3月までの適用期間の延長)</p>
6	適用又は延長期間		平成24年4月1日～同26年3月31日(2年間)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は、地域活性化の中心的役割を担い、我が国経済の国際競争力を支える存在であるとの認識の下、我が国経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備やICT化への投資の加速を図り、中小企業の経済活動の活性化を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法では、「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」等が定められている。また、民主党政策集 INDEX2009では、「中小企業は我が国経済の基盤であり、地域経済の柱のであり、雇用の大半を支える存在です。このような観点から、税制により、中小企業の規模に応じて、その活性化や競争力の向上を支援することは必要です。」との記述がある。</p> <p>中小企業白書(2010年版、閣議決定)において、中小企業投資促進税制は、「中小企業者の設備投資を促進し、生産性の向上を図る」措置として位置づけられている。</p> <p>新経済成長戦略2008改訂版(閣議決定)において、「生産性向上を図るために」の措置として、中小企業投資促進税制が位置づけられている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>24年度概算要求における政策評価体系図</p> <p>【総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)】</p> <p>V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p>

		<p>③ 達成目標及び測定指標</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業における機械装置・ICT投資等の設備投資の活発化・加速化を支援することにより、生産性の向上及び経営の近代化・合理化を進め、多様で効率的なサービスの提供を可能にすることにより、経済の活性化を図る。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①～③の指標をすべて満たすこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ② 設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③ 生産・営業用設備DI (DI = 「過剰」 - 「不足」) ±5ポイント程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 <p>また、本税制措置の適用期間中は、中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率、設備投資実施企業割合、生産営業用設備判断DIについて、前年平均値と比較して5%ポイント程度向上させることを目指す。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げ、もって経済の活性化を図ることができる。</p> <p>上記達成目標を設定することで、設備投資が活発に行われているかどうか、一方で、過剰な設備投資が行われていないかを把握することが可能となり、それぞれの指標を満たすことで、設備投資を通じた生産性の向上、経済の活性化に寄与するものである。</p> <p>本税制措置非利用企業における設備投資対キャッシュフローが約49%であるのに対し、利用企業は約86%と目標の80%を超えており、本税制措置による投資拡大に寄与している。</p> <p>また、本税制措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本税制措置が影響した」と答えた企業は約51%であり、企業の設備投資実施を大きく後押ししている。</p>																
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>(過去5年間の適用数) (全省庁ベース)</p> <table> <tbody> <tr><td>平成18年度</td><td>64,341社</td></tr> <tr><td>平成19年度</td><td>64,156社</td></tr> <tr><td>平成20年度</td><td>44,810社</td></tr> <tr><td>平成21年度</td><td>32,398社</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>40,497社</td></tr> </tbody> </table> <p>(将来の推計) (全省庁ベース)</p> <table> <tbody> <tr><td>平成23年度</td><td>39,687社</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>39,073社</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>38,469社</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 平成18～20年度は、中小企業庁のアンケート調査より本税制と少額特例の利用者数比を算出し、それを中小企業実態基本調査の少額特例利用法人数に乗じて本税制の利用者数を推計</p> <p>※ 平成21～25年度は、本税制の対象となっている設備毎に中小企業実態基本調査等を元に設備取得額を算出し、それら合計額の年度毎の伸び率を乗じて推計</p>	平成18年度	64,341社	平成19年度	64,156社	平成20年度	44,810社	平成21年度	32,398社	平成22年度	40,497社	平成23年度	39,687社	平成24年度	39,073社	平成25年度	38,469社
平成18年度	64,341社																	
平成19年度	64,156社																	
平成20年度	44,810社																	
平成21年度	32,398社																	
平成22年度	40,497社																	
平成23年度	39,687社																	
平成24年度	39,073社																	
平成25年度	38,469社																	

		<p>平成 21 年度会社標本調査によると、本特例の利用中小法人は約 3 万 1 千法人となっており、想定外に僅少ではない。</p> <p>また、ほぼすべての業種がこの税制の適用対象となっており、税制の利用状況（平成 22 年度に中小企業庁が実施したアンケート調査）を見ても、以下のとおり想定外に特定の者に偏ってはいない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th><th>建設業</th><th>製造業</th><th>情報通信業</th><th>サービス業</th><th>卸売業</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合(%)</td><td>12.1</td><td>34.7</td><td>9.0</td><td>11.0</td><td>17.5</td></tr> <tr> <th>業種</th><th>小売業</th><th>不動産業</th><th>飲食・宿泊業</th><th>運輸業</th><th>その他</th></tr> <tr> <td>割合(%)</td><td>16.1</td><td>4.2</td><td>6.5</td><td>26.7</td><td>12.9</td></tr> </tbody> </table>	業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業	割合(%)	12.1	34.7	9.0	11.0	17.5	業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他	割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9
業種	建設業	製造業	情報通信業	サービス業	卸売業																					
割合(%)	12.1	34.7	9.0	11.0	17.5																					
業種	小売業	不動産業	飲食・宿泊業	運輸業	その他																					
割合(%)	16.1	4.2	6.5	26.7	12.9																					
	② 減収額	<p>(過去 5 年間の減収額試算) (全省庁ベース)</p> <p>平成 19 年度 2,300 億円</p> <p>平成 20 年度 2,560 億円</p> <p>平成 21 年度 2,500 億円</p> <p>平成 22 年度 1,288 億円</p> <p>平成 23 年度 1,322 億円 (出典：財務省による試算)</p> <p>(将来の推計) (全省庁ベース)</p> <p>平成 24 年度 1,419 億円 (中小企業庁による試算)</p> <p>※ 本税制の対象となっている設備ごとに中小企業実態基本調査等を基に設備取得額を算出し、減収額を推計</p>																								
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間：平成 18 年度～25 年度)</p> <p>本税制は、一定の価格要件を課すことにより生産性の高い設備取得を促進するものであり、実際に約 3 万社の中小企業に利用されている。さらに、本税制による設備投資の押し上げ効果が 1.22 倍と測定されており、経済の生産性向上・成長の底上げに不可欠な生産設備や ICT 化への投資の加速に寄与していることが伺える。</p> <p>8 ①に記載のとおり、将来的にも引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。</p> <p>-----</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間：平成 18 年度～25 年度)</p> <p>平成 16 年 (2004 年) 以降、平成 20 年 (2008 年) 第Ⅲ四半期まで設備投資は堅調に推移 (企業の投資性向である「設備投資対キャッシュフロー比率」も上昇傾向で推移)。しかし、平成 20 年第Ⅳ四半期以降、世界的な金融危機を背景とする景気の急落により、企業の収益が急激に悪化。生産の落ち込み (稼働率の低下) により設備の過剰感が増し、設備投資を手控えする傾向が顕著になっており、直近は若干の回復が見られるものの、いまだ目標には達していない状況。</p>																								

(全省庁ベース)

年・期		設備投資対キャッシュフロー比率		設備投資実施企業割合		生産・営業用設備判断 DI	
18年	I	62.2	年間 平均値 66.6	32.1	年間 平均値 31.3	0	年間 平均値 0.5
	II	65.4		30.6		1	
	III	67.5		31		1	
	IV	71.3		31.3		0	
19年	I	75.4	年間 平均値 71.8	30.7	年間 平均値 28.3	▲ 1	年間 平均値 0.5
	II	71.6		29.8		0	
	III	69.9		27.1		2	
	IV	70.3		25.4		1	
20年	I	71	年間 平均値 70.8	26.3	年間 平均値 25.0	2	年間 平均値 5
	II	71.8		24.5		4	
	III	71.9		26.3		5	
	IV	68.4		22.9		9	
21年	I	64.8	年間 平均値 58.8	19.3	年間 平均値 19.6	18	年間 平均値 18.5
	II	62.2		18.9		20	
	III	55.8		19.3		19	
	IV	52.5		20.7		17	
22年	I	51.1	年間 平均値 53.1	21.6	年間 平均値 23.5	13	年間 平均値 10.5
	II	51.1		22.4		12	
	III	55.1		24.9		9	
	IV	55.2		25.2		8	

平成 24 年度以降も引き続き本措置を継続することで、設備投資の活性化を図っていく必要がある。平成 23 年度及び 24 年度の指標については、以下の数値に向上させることを目指す。

	23 年度	24 年度
設備投資対キャッシュフロー比率	58.1	63.1
設備投資実施企業割合	28.5	33.1
生産・営業用設備判断 DI	5.5	0.5

《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：平成 24 年度～25 年度）

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いており、設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。このような厳しい経済情勢の中にあって、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するための施策を廃止した場合、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していくことが出来なくなるおそれがある。

本税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値として、設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算した結果、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られるという試算がある。

他方、近年、中国等のアジア諸国の企業の競争力向上、EU 等における環境規制の強化、東日本大震災による原発事故や相次ぐ製品事故等に伴う品質・性能に対する消費者の安全意識の高まり等の環境変化を受け、製品の品質向上に資する設備の導入ニーズが高まっているところ。

厳しい内外環境の中で、自立的な成長発展を目指す中小企業を強力に支援するため、税制面においても、品質・生産性の向上に資する度量衡器、試験機器及び測定機器を中小企業投資促進税制の対象として加えることにより、中小企業の品質・生産性向上のための取り組みを強力に後押しすることが必要。

《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：平成 18 年度～25 年度）

本税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本税制措置による減収額に対して、1.22 倍の設備投資押し上げ効果が得られているとの試算がある（注 1）。これを基に、マクロ的な経済効果を試算した場合、設備投資増加額は 789 億円となり（注 2）、これによる GDP 押し上げ効果は 915 億円、各産業への生産誘発効果は 1,750 億円、雇用誘発効果は 12,466 人と試算される（注 3）。

適用期間が延長された場合の平成 24、25 年度においても、引き続き本税制措置による同様の設備投資・GDP 押し上げ等が期待される。

（※上記の試算は、平成 23 年度に中小企業庁から山田ビジネスコンサルティング株式会社への委託事業の一環として実施したものであり、暫定的なもの。）

（注 1） 設備投資関数分析に広く採用されている資本コストモデルを用いて租税特別措置がなかった場合の設備投資額を推計し、実際の設備投資額との比較を行って試算したもの。

（注 2） 中小企業投資促進税制の減収額をベースに試算している。

（注 3） GDP 押し上げ効果の算出に当たっては、代表的なマクロ計量モデルにおける公共投資乗数効果を用いた（複数のモデルの平均値を採用）。生産誘発額については、GDP 押し上げ効果（金額）を産業別の中小企業投資額に応じて産業別の最終需要増加額を推計し、これに産業連関表のレオンシェフ逆行列係数を乗じて算出した。また、この生産誘発額に産業連関表の雇用係数を乗じて雇用誘発効果を算出した。

また、減収額と達成目標の実現状況を対比すると以下のとおり。

年度	減収額 (億円)	設備投資対 キャッシュ フロー比率 (%)	設備投資 実施企業割合 (%)	生産・営業用 設備判断 DI
18	2,110	66.6	31.3	0.5
19	2,300	71.8	28.3	0.5
20	2,560	70.8	25.0	5.0
21	2,500	58.8	19.6	18.5
22	1,288	53.1	23.5	10.5
23	1,486	58.1	28.5	5.5
24	1,419	63.1	33.1	0.5

我が国経済は、アメリカ発の金融危機に端を発する景気後退から持ち直してきているが、自律的な回復といえる状況には至っていない。特に、中小企業の業況は、その水準自体は依然として低く、厳しい状況が続いている。設備投資を手控えする傾向が顕著となっている。

しかし、本税制措置は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって設備投資へのインセンティブとなる。

加えて、本税制措置では、中小企業の設備投資を幅広く支援するため、ほぼすべての業種を対象として、機械装置全般、一定の器具備品、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化や生産性向上に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

将来的にも、引き続き多くの中小企業に利用が見込まれ、生産性の向上に資する設備投資等を加速させ、もって中小企業の経済活動の活性化に寄与すると考えられる。

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>経済全体として設備投資を手控えする傾向が顕著となっている中にあっても、生産性向上のために前向きな設備投資を行う中小企業を支援するため、設備投資初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和や、特別償却（償却費用の前倒し）による投下資金の早期回収が可能な税制措置を講じることは、急減した設備投資を下支えするという短期的な効果のみならず、我が国経済の成長力を中長期的に維持していく上で、必要不可欠な施策である。</p> <p>中小企業の設備投資は、その企業の資金状況や業況等により左右されるため、最近の著しい技術革新の中で時代に即応した中小企業の機動的な投資を促進するためには、設備投資に際して多くの選択肢を持つことが有益である。よって、ほぼすべての業種で利用可能であり、対象設備も広い本税制措置は必要不可欠である。さらに、取得価格の下限額を設定することによって設備の近代化・生産性の向上等を後押ししている。</p>
---	-----	--------------------	---

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	本税制措置は、中小企業等の幅広い機械装置等を対象とした設備投資一般を促進することにより、中小企業の生産性の向上、成長力の底上げを図ることを通じて、中小企業の経営安定を図ることを目的としているものであるが、本税制措置と同一の目的・対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本税制により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性向上を通じて当該中小企業の経営基盤の安定・強化が図られ、利益の増加により、雇用の創出や取引先の拡大など、地域の経済の活性化に資する。
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—